千円、 は市が負担している(図4―12)。 護者は七万九千円(一九%)、残りの二三万円(五五%) 万円にのぼる。児童一人あたりに平均すると、約四一万七 このうち、 国は一〇万八千円 (二六%)、児童の保

)健全な青少年を育成

年相談センターにおける相談状況をみると、 にはそれが非行や問題行動につながる場合もある。市青少 暮れる現代青少年の心情は、とみに複雑微妙となって、 活環境に大きな変化を及ぼし、とりわけ、受験競争に明け 目立つ。目まぐるしい社会の変動は、青少年をとりまく生 上相談、窃盗等が多い。 して登校拒否が一番多く、 最近、青少年による窃盗、 次いで家出・外泊・浮浪等、 暴行などの犯罪が新聞紙上に 毎年の傾向と

その指導育成にあたる者の研修の場として金沢区の野島公 園に野島青少年研修センターを開設した。 の場として、 の施策を進めている。先頃、 中心とする活動の場づくり、 市では、 青少年が健全に育つよう、青少年施設の整備を 四七年に赤城山に市民野外活動センターを建 青少年育成のため、 指導者の養成、学童保育など また、 青少年と 野外活動

> 設したが、五三年には赤城林間学園を開設 さらに南伊

ボランティア協会」を設立した。翌年度から指導者を養成し、 等の関係者と協力して、全国でも例をみない「社団法人横浜 り、指導できる人が必要である。市では四九年に青少年団体 豆に臨海学園の建設準備を進めている。 施設の整備とともに、 青少年にはその成長を暖かく見守

心身障害者

派遣するなどして次第にボランティアの輪を広げている。

●増える身体障害者

時

身

受けたが、このうち、病気が原因で障害者になった人は八 人病といわれるものが多く、 割にもなる。近年では脳血管障害等のいわゆる成人病・老 年を追って増えている。 発行される身体障害者手帳は、毎年二千件もあり、 の四年間に八、 その数は把める。その数は、五二年度末で三万人強で、 制度がかなり行きわたっているので、その交付数でお 把むのはなかなか難しいが、 市内に何人ぐらいの障害者がいるのか、 四〇〇人、三八%ほど増えている。 五二年度は二、五三八人が手帳を 身体障害者については、 年々増加の傾向にある。次い その正確な数を これは 新規に 手帳 およ

故によるものも三%ほどある。 や体幹の機能 年三 精神薄弱者につい 13 月 視覚障害者 4,733人 (15.5%) 障害 この正 聴覚平衡 肢体不自由者 身体障害者 機能障害者 ٧١ 19,633人 手帳所持者 4,493人 (14.7%) (肢体不自由) 30,521人 確

交付数であり、 万三千人程度と見込まれる。 厚生省が公表して から実施しているが、 る推定出現率を用い ても療育手 な数を把むことは難しい。そこで したがって、 帳 五三年度末で四 の 制度が て推計すると、 市内の心身障害 ぁ Ý, 百件余 市 で ŋ В Ó Ŧ.

で業務上の災害、

先天的障害によるものであるが、

交通事

者の数は、

な

およそ四万三千人と推計され

べる。

また、

障害

0

種

類

は

手

が六割強で最も多い

図 莡

早期療育と社会参加に重

点

学校での指導 就学が実現するが、 て、 学級などの えてい れ 月 け 人あわせて約一、 から は に対応した新し とめようとい 福 五歳ない 29 福祉施設 祉施設に入所または通所 ・養護学校教育の義務制 |八年度に比べて二五%ほど増加してい る **図** 整 L 0 4 14 . 備 は . う 訓 入所者は僅 が 五〇〇人で、 練が中心となるの V 一八歳ぐら 進 役割が期待されよう。 これに伴 わ ゆる地 んだこと及び障害児 児童につい カュ な増 V V) が 域福祉指向の l ح までの学齢児につい て ス これ タ にとどまっ 0) V で 7 四年間に一六%ほど る障害者は、 1 から は ŀ 福 を地 養護学校や特 祉施設は主に 例 Ø た る。 障害児 て 福祉施設 か え ば ま 域社会で ٧١ 児童 りも Ŧi. る て 六歳 の 几 が 全員 もこ は 年 あ ٠ 増 幼 成 成 *አ*ንጓ 匹

図4—13 身体障害者手帳の交付状況 内部機能障害者 1,374人(4.5%) 音声言語機能障害者 288人(0.9%) 身体障害者手帳原因別交付内訳 (昭和52年度交付数 2,538人) その他 6.3% 疾 79.6% 業務上災害 交通事故 3.2% 先天性障害 6.0% [資料] 民生局

児と成人を対象としたものに重点が移ることなどである。

障害をできる限り軽度にとどめ、

よりよく克服して

V١

ることが何 とした通園施設が六か所 よりも必要である。 (精神薄弱二か所、 市 内には、 これら幼児を対 身体障害 四

ためには、

障害を早期に発見し、

治療

訓

練

へと結び

つ

け

改正され、 られた。

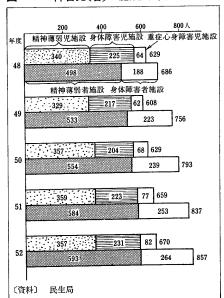
官公庁や民間

し カン

雇用

者

図4-14 障害児(者)の施設入所数



する。 が、 活 施 5 か 指導が受けられるよう、 所 している。 地域訓練会の の自立が大きな課題で 五四年秋に、 方、 また、 設置されて 義務教育終了後 できるだけ家庭の近くで専門的 助成や保育園 もう一 おり、 、あり、 か 障害児の親の会などが の障害者の福祉対策とし 五 所精神薄弱児の での障害児保育 中でも就業の場を求める障 人の障害児が 通 園 通 な訓練や集団 自 施設 Ø 粛 助成 主的 7 は、 が て 液開所 を実 V 生

害者の要望が強

Б.

年十月、

身体障害者雇用促進法が

表4-14 県内の身体障害者雇用状況

	企業数 -	雇	用状	況	達成企
区分	(機関数)	常用労 働者数 (職員数)	身体障 害者数	雇用率	業の割 合
	所	人	人	%	%
民間企業	1,311	418,433	5,148	1.23	53.7
特殊法人	1	224	-		0
地方公共 団体	58	56,214	1,141	2.03	74.1
地方公営 企業	6	5,691	113	1.99	100.0
合計	1,376	480,562	6,402	1.33	54.1

(注) 昭和53年6月1日現在 神奈川県 [資料]

と行政の

が強い

VI

指導

者 が必要である ゎ このような障害 ため 14 市

経済不況が長期化していることもあって、 義務づけられている民間企業一、三一一か所のうち、 しくない。 人で 側 雇用状況は、 企業での障害者の ある。 神奈川県労働部 0 障害者に対する理 障害者一人以上の雇 民間企業五、 と半数を超えた程 は 率を達成した企業 特に民間 五四%で、 がまとめ 雇用が義務づけ 解 の た五 企業 問 Þ 用 四 題 雇 用 八 Ø

年六月一日現在の県内の

官公庁

二五四·

雇用状況は思わ

度であり、 \$

企業の 状である。 軽度の障害 れている 層の 今後 のが 者 L 理解 12 カュ 現 狠 0

6

市民の生活

所が開設しており、 は地域に授産所を整備してきた。 親の会などが各地域で運営している地域作業所を援助 九五人の障害者が 通 五三年三月現在で、 所している。 四 カン

)望まれる年金の充実

するため、

運営費や建設費の助成をはじめた。

15 ° 万二、三一八人に支給した。年金制度の現状は十分なもの も困難であり、 とはいえないが、市単独でこれを拡充することは財政的に 単独で在宅心身障害者手当を支給しており、五二年度は 国民年金法で定める障害年金や障害福祉年金 るためには、 障害者やその家族のくらしを少しでも安定したものとす 特別児童扶養手当などが制度化されているが、 年金等の経済的な援護も欠かせない。 国に対して改善を要望している(表4― 0 ほ か 市でも 福祉手 現在、

で少ないが、 りが約八回受診した。老人医療に比べると受診回数は半分 えて、五二年度では二、三○○人強となり、年間一人あた 八年七月から医療費の援助をしている。対象者数も年々増 また、 重度障害者が容易に医療が受けられるように、 回あたりの援助額は三倍になっている。 匹

年金・手当		年額	受給者数	
在宅心身障	重度	刊 30,000	8,674	
害者手当	中度	20,000	3,644	
特別児童扶	重度	261,200	} 1,676	
養手当	中度	174,000	1,676	
福祉手当		64,000	3,685	
陸中左人	1級	936,000) 000	
障害年金	2級	409,800	} 903	
障害福祉年	1級	261,200	3,836	
金	2級	174,000	932	

昭和52年度分 [译料]

下げ、建物出入口の自動ドア化、身障者用便所の設置等を行

やすい都市とするため、

四八年度から歩車道の段差の切り

身体障害者などハンディキャップを持った人々が活動し

くり推進指針」を定め、

民間施設を含めた公共的な施設に

「福祉の都市環境づ

ついても整備改善がなされるよう協力を呼びかけている。

ってきた。さらに、五二年度からは、

これらを障害者の生活段階に沿って体系化し て い

くこと

ビスは、生活の全域にわたって幅広く行われているが、 以上、おもな施策を 述 べ た が、障害者に対する福祉サ

と協力をえて、豊かな福祉の風土として結実していくこと が必要であるが、それが地域における市民の積極的な参加 きる地域社会を築くために、 る必要がある。 たがるため、 当する行政機関も民生、 が、 の連絡調整をはかっているが、これをより緊密なものにす 今後の課題のひとつである。また、これらの施策を担 衛生、教育、労働等の各分野に

が望まれるところである。 市では心身障害者対策協議会を設置して相互 障害をもつ市民が一般市民とともに生活で 行政施策の拡充に一層の努力

健 康

九人に一人が病気

風邪、 おける市民の健康状態である。 されている。これは、 市民の八・七人に一人は何らかの病気をもち、 高血圧、 胃腸病等のい 五二年一〇月に実施した健康調査に わゆる "三大国民病" 相変らず に悩ま

県内平均(一○九・四)を上まわるが、 市民の有病率は、人口千人当たり一一五・三で、これは 十大都市平均(一

> 別では、やはり六五歳以上の高齢者が一番高く、三人に一 病構造は、 消化器系疾患で、この三疾患で全体の六七%を占めている 患が一番多く、次いで高血圧などの循環器系疾患、三位 均では呼吸器系疾患が一位であることをみると、 いえる(図4―15)。病気別では、 (図4―16)。全国平均では循環器系疾患が、十大都市平 七・二)よりやや低く、ほぼ全国並み(一一五・七) 都市型の特徴をはっきりと表わしている。年齢 風邪などの呼吸器系疾 本市の疾 ځ

人が病気をしている。次いで四五~六四歳の壮年層、○~

